

# 第2次浜松市空家等対策計画(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



## 1. 「浜松市空家等対策計画(案)」とは

空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定され、空き家に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため策定する計画です。

## 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和3年10月15日(金)～令和3年11月15日(月)

## 3. 案の公表先

市民生活課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館(臨時窓口:浜松城公園南ビル)、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載  
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

## 4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	市民生活課(市役所本館3階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 市民生活課あて
③電子メール	<a href="mailto:simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp">simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>
④FAX	053-452-0291(市民生活課)

## 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

## 6. 問い合わせ先

市民部市民生活課(TEL 053-457-2231)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●第2次浜松市空家等対策計画（案）

●第2次浜松市空家等対策計画【詳細版】（案）

第1章 計画策定の趣旨と基本的な方針

1 策定の背景と目的	3
2 本計画の位置付け	3
(1) 法的な位置付け	
(2) 本計画の役割	
3 空家等対策の対象	5
(1) 対象となる地区	
(2) 対象とする空家等の種類	
4 空家等対策に関する基本的な方針	5
(1) 空家等の所有者等による管理の原則	
(2) 関係団体等との連携	
(3) 空家等の調査	
(4) 所有者等を確知できない空家等への対応	
5 計画期間	6

第2章 空家等の現状と課題（空家等の調査に関する事項）

1 浜松市の空家等の現状	7
(1) 空き家数・空き家率	
(2) 空き家数・空き家率の推移	
2 これまでの取組	10
(1) 所有者等による空家等の適切な管理の促進	
(2) 空家等及び跡地の活用の促進	
(3) 特定空家等に対する措置	
3 空家等の問題の背景	11
(1) 所有者等側の要因	
(2) 制度面の要因	

第3章 空家等の対策

1 所有者等による空家等の適切な管理の促進	13
2 空家等及び跡地の活用の促進	13
(1) 適正管理に向けた情報の提供・相談体制の充実	
(2) 不動産事業者等との連携	
3 特定空家等に対する措置	14
(1) 特定空家等の基準	
(2) 特定空家等への措置	
(3) 所有者等を確知できない特定空家等への対応	
(4) 緊急安全措置	
4 住民等からの空家等に関する相談への対応	15

5 本計画の検証の指標と計画の見直し	15
--------------------	----

## 第4章 空家等対策の実施体制

1 実施体制及び相談体制の整備	16
(1) 市民相談窓口の整備	
(2) 関係部署との緊密な連携	
(3) 関係団体との連携	

### ●意見提出様式（参考）

## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	第2次浜松市空家等対策計画（案）
<b>趣旨・目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定され、空き家に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため策定するものです。</li> </ul>
<b>策定（見直し）に至った背景・経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年4月施行の第1次浜松市空家等対策計画が令和4年3月末をもって計画期間の5年を経過するためです。</li> </ul>
<b>立案した際の 実施機関の考え方 及び論点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係団体と連携し、所有者等による空家等の適切な管理及び空家等の活用の促進を図ることによって、特定空家等になる前の解決を目指します。</li> </ul>
<b>案のポイント （見直し事項など）</b>	<p>&lt; 概要 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象地区 浜松市全域</li> <li>2 計画期間 令和4年度から令和13年度（10年間） ※5年を目途に検証評価し、適宜見直す。</li> <li>3 基本的な方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等の所有者等による管理の原則 （所有権に基づき、所有者等が適切に管理）</li> <li>・ 関係団体等との連携 （司法書士会、行政書士会、不動産、建築、金融等）</li> <li>・ 空家等の調査（現地調査、不動産登記情報調査等）</li> <li>・ 所有者等を確知できない空家等への対応 （財産管理制度等の活用）</li> </ul> </li> <li>4 市の対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>《対策①》所有者等による空家等の適切な管理の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民相談に対する対応（継続）</li> <li>・ 広報はままつによる啓発（継続）</li> <li>・ 金融機関と連携した市民意識の啓発（R1～）</li> </ul> </li> <li>《対策②》空家等及び跡地の活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家の譲渡所得の特別控除制度（H28～）</li> <li>・ 空き家ワンストップ相談会（H29～）</li> <li>・ 浜松市空家等除却促進補助金（R2～）</li> <li>・ 浜松市空き家バンク（R2～）</li> <li>・ 不動産事業者等への情報提供（R4～）</li> <li>・ 関係団体との共催による相談会（継続）</li> </ul> </li> <li>《対策③》特定空家等に対する措置その他の対処 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政指導（助言、指導、勧告）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>

	<p>・行政処分</p> <p>5 実施体制</p> <p>(1) 相談窓口 各区区振興課、市民生活課（総合調整）</p> <p>(2) 関係部署との連携 建築行政課、土木整備事務所、消防署等との連携</p> <p>(3) 関係団体との連携 司法書士会、行政書士会、不動産、建築、金融 等との連携</p>
<b>関係法令・上位計画など</b>	<p>関係法令：空家等対策の推進に関する特別措置法</p> <p>上位計画：浜松市総合計画</p>
<b>計画・条例等の策定スケジュール（予定）</b>	<p>令和3年10月15日 パブリック・コメント実施（～11月15日）</p> <p>令和4年 2月 パブリック・コメント実施結果公表</p> <p>4月 第2次浜松市空家等対策計画施行</p>